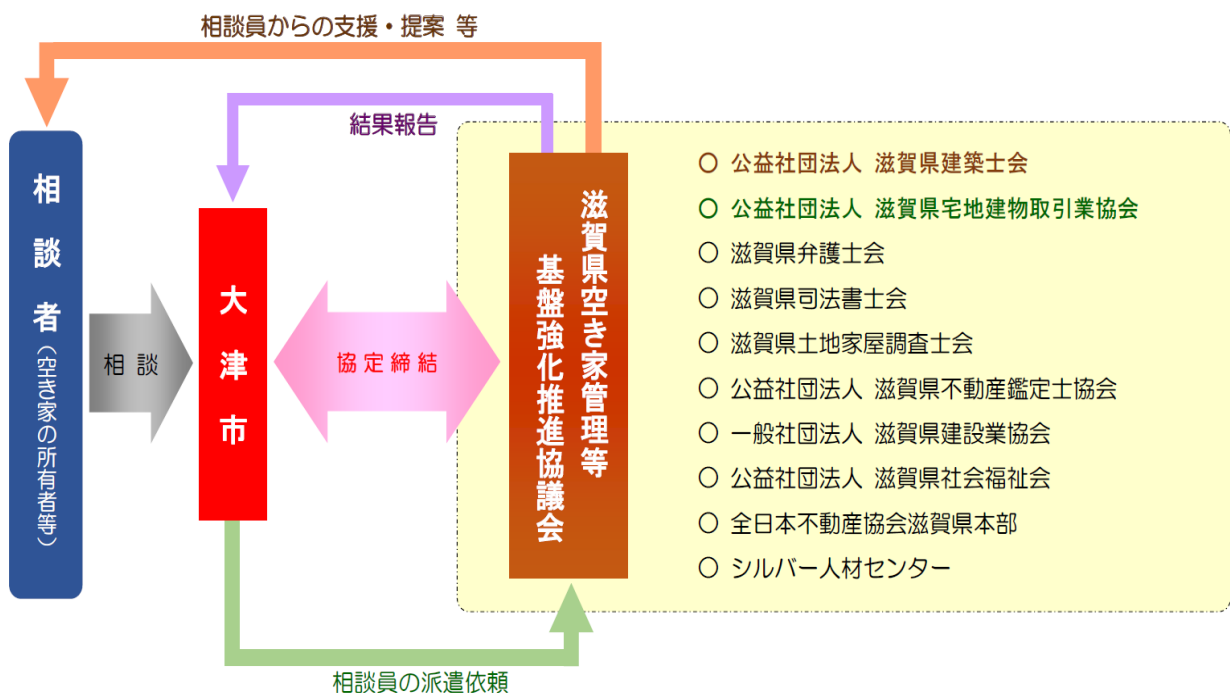


## 第5章 対策の実施体制

本計画の実現に向けて、空家等対策の実施体制について定めます。

### 5-1 市民等からの相談への対応体制

- ・住民等からの相談への対応として、市が空家等に関する全般的な相談を受けるためのワンストップの窓口となり、滋賀県空き家管理等基盤強化推進協議会との連携により、空き家の所有者等と空家等対策の専門家、有識者等をつなぎます。



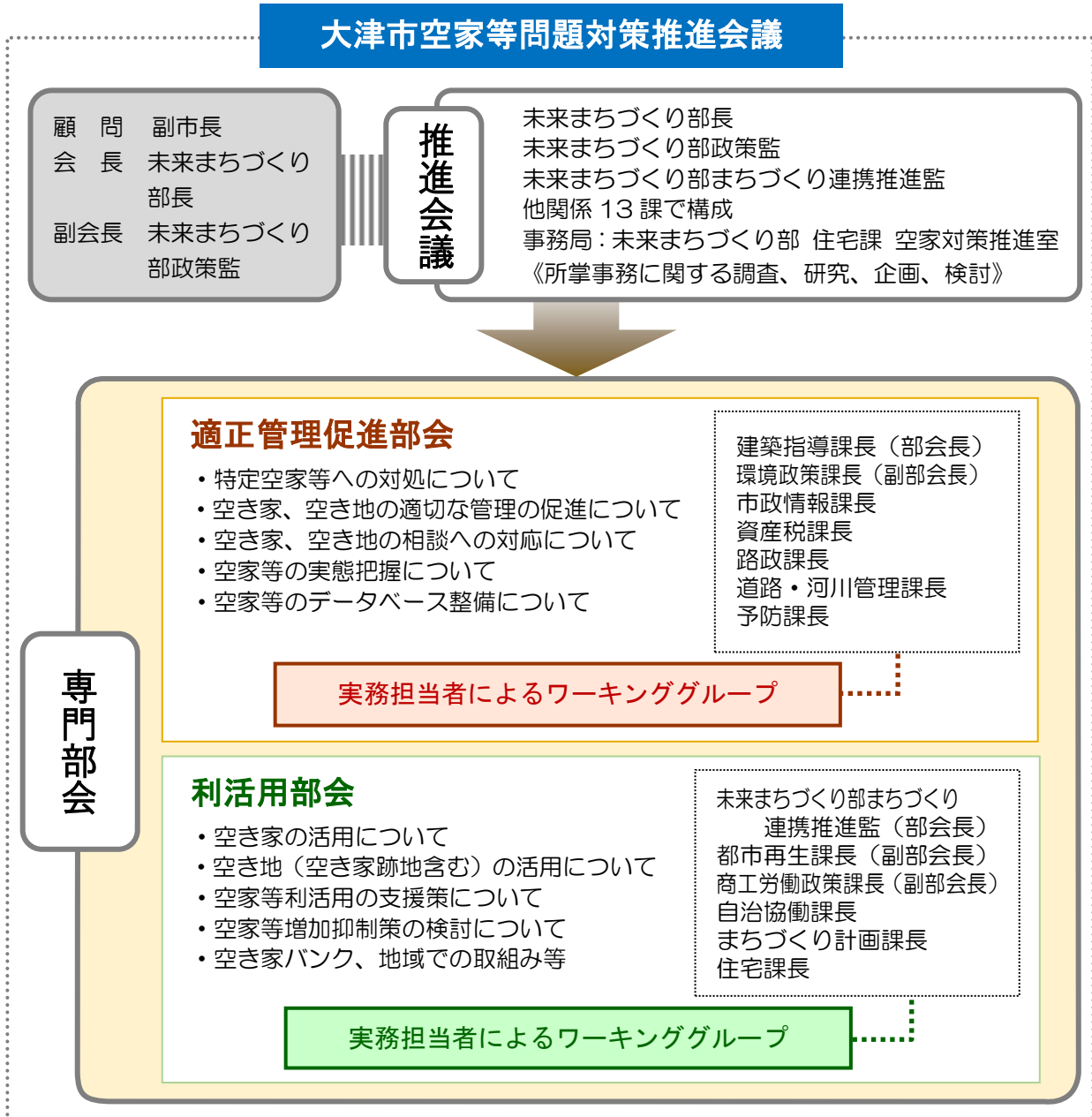
■市民等からの相談への対応体制（案）

### 5-2 地域と連携した対策の実施体制

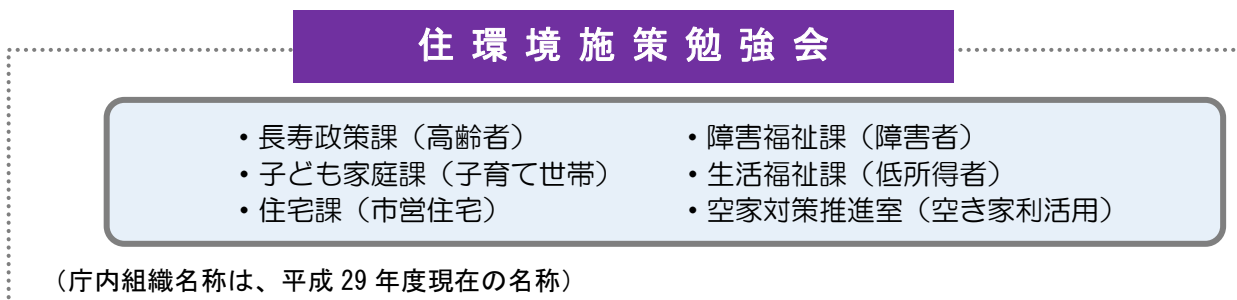
- ・地域と連携した空家等対策を進めていくに当たっては、地域が参画する実施体制を構築する必要があります。
- ・大津市では、平成28年度から日吉台学区をモデル地域として、空家等の利活用方策の検討を進めており、行政及び事業者等との協力体制の構築を目指しています。これを一つの事例として市内の他の地域にも波及を図り、官民連携体制の構築検討を進めていきます。

5-3 関係部署等と連携した対策の実施体制

- ・市内の横断的な連携体制を構築するために「大津市空家等問題対策推進会議」を設置し、空家等の「適正管理」と「利活用」について、それぞれの専門部会において具体的な施策検討を行ないます。



- ・また、国が推進する住宅政策と福祉施策との連携に向け、市内に設置した「住環境施策勉強会」においても、民間の空き家を活用した住環境施策の検討を行ないます。



#### 5-4 空家等対策を推進するための協議体制

- ・本市では、法第6条の規定に基づく「空家等対策計画」の作成及び変更並びに実施に関する協議を行なうため、法第7条の規定に基づく「**大津市空家等対策協議会\***」を設置しています。
- ・委員は、市長、市民、学識者等により構成し、計画策定後も、空家等対策の全般的な協議機関として運営されます。

##### ■大津市空家等対策協議会の概要

項目	概要
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等対策計画の作成に関し必要な事項</li> <li>・空家等対策計画の変更並びに実施に関し必要な事項 等</li> </ul>
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長、市民、学識者等の各分野の専門家</li> </ul>

#### 5-5 特定空家等に対する措置などを審議する体制

- ・特定空家等に対する措置にあたっては、所有者等の権利を制限する側面もあることから、市条例の規定に基づく「**大津市特定空家等及び特定法定外空家等対策審議会\***」を設置し、公正な審議、判断を行ないます。
- ・審議会の委員は、各分野の有識者により構成し、特定空家等の措置に関するほか、適正管理に係る必要な事項について調査審議を行います。

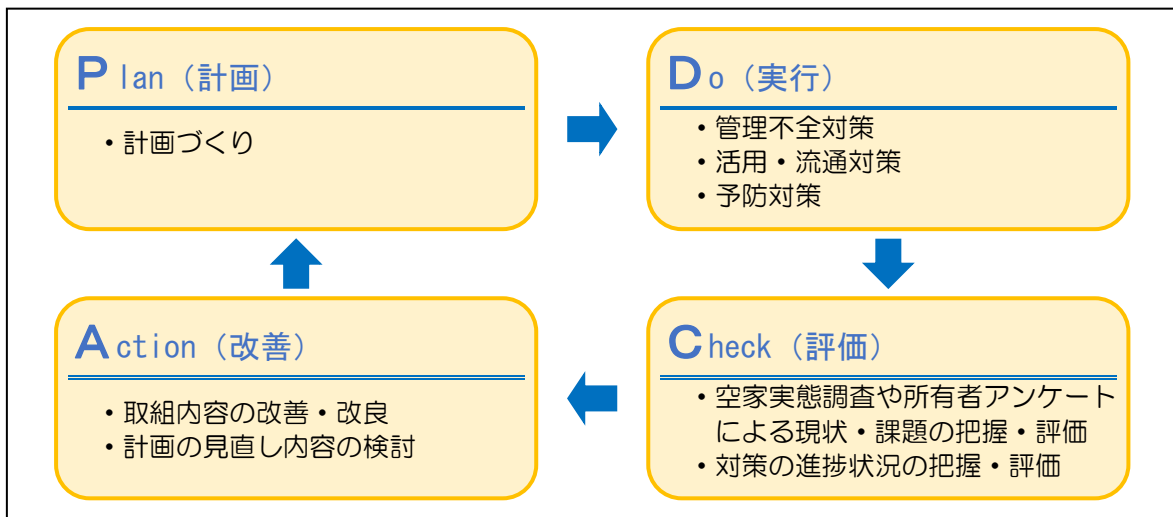
##### ■大津市特定空家等及び特定法定外空家等対策審議会の概要

項目	概要
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定空家等に係る措置の実施等に関し必要な事項</li> <li>・特定法定外空家等*に係る措置の実施等に関し必要な事項 等</li> </ul>
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務、不動産等の各分野の専門家</li> </ul>

### 5-6 計画の検証と見直し

- ・空家等対策計画の実施にあたっては、計画の進捗状況や成果を適時・適切に評価し、必要に応じて柔軟に対応していく必要があります。
- ・このため、本計画の推進にあたっては、「PDCAサイクル」の考え方を採用します。具体的には、計画（Plan）を実行（Do）に移し、結果・成果を評価（Check）したうえで、改善・改良（Action）を加え、計画内容の改定へとつなげていくことを目指します。
- ・計画内容の改定にあたっては、大津市空家等対策協議会や庁内検討会議を開催しながら、各種の評価や検証、具体的な見直し案の立案を行うことを基本とします。
- ・また、次年度以降、本計画に基づく具体的な施策を推進するための実施計画の策定を検討します。

#### ■PDCAサイクルのイメージ



#### ■計画の運用スケジュール

